

会議録（要点筆記）

会議名	第4回米原市地域福祉計画推進会議
開催日時	令和5年10月2日（月）午後7時から午後9時まで
開催場所	米原市役所 本庁舎1階 コンベンションホール
公開・非公開	公開
傍聴人	なし
出席者	出席委員：12人 志藤委員、中村委員、阿藤委員、川嶋委員、眞野委員、寺田委員、野田委員、田辺委員、福永委員、伊賀並委員、松本委員、堀田委員 欠席委員：3人 永田委員、木船委員、伊部委員
	事務局：9人 市：松岡くらし支援部長、森川課長、禿子主席参事、藤本課長補佐、中田市社会福祉協議会：田中事務局次長、村山協働推進課長、伏谷、林（株）ジャパンインターナショナル総合研究所 伊藤拓人
議題	1 開会 2 あいさつ 3 協議 （1）地域福祉計画（素案）報告・協議 （2）その他 4 閉会
結論	
<p>1 開会</p> <p>皆様、こんばんは。平日の夜分にお疲れで何かと御多用の中、「第3回米原市地域福祉計画策定委員会」に御出席いただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から会議を始めさせていただきます。本日、永田委員、木船委員、伊部委員様は御欠席の連絡をいただいております。また、川嶋委員はZOOMでの御参加になります。過半数の出席をいただいておりますので、米原市地域福祉計画推進会議規則第3条の規定により、本会議が成立いたしますことを御報告します。開会に先立ちまして、志藤会長より、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>2 あいさつ</p> <p>会長：こんばんは。10月になって涼しくなってきたと思います。我々が取り組んでいる計画はこれからが佳境です。先般意見いただいた内容で、改定を進めていただきました。かなり詰めた作業を一緒にさせていただいたところです。皆さんには事前に御覧になっていただいていると思いますが、改めて案に関して忌憚のない意見をいただき、プ</p>	

ラッシュアップしていければと思います。活発な議論をよろしくお願いいたします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。お手元に配布いたしております資料は、第3回米原市地域福祉計画推進会議 会議録、本日の会議次第および委員名簿、【資料1】第3次まいばら福祉のまちづくり計画（素案）、【資料2】第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定スケジュール、地域福祉計画 追加意見の提出様式、以上、5点でございます。配布もれなどございませんでしょうか。それでは、次第に沿って御説明いたします。今回は第3回推進会議後、会長とも協議を行い、事務局で次期計画（素案）を作成しましたので、内容について協議いただき、決定していくことを目標とします。議事進行を志藤会長にお願いいたします。

3 協議

(1) 地域福祉計画（素案）報告・協議【資料1】

会長：それでは、次第に基づき、進行させていただきます。協議1番の「地域福祉計画（素案）の方向・協議」について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：資料1の「第3次まいばら福祉のまちづくり計画（素案）」を御覧ください。前回の推進会議では、P41の施策体系のところまで事務局で作成したものを協議いただきました。前回、全体を通して難しい言葉はできるだけ用いないようにという御意見がありました。そのため、全体を通して、できるだけわかりやすい言葉で表現をしていたり、専門的な用語を用いる必要があるところには、今回は記載しておりませんが、資料編として文言説明をさせていただきます。また、第2期計画からのつながりが分かりづらいという御意見もいただきましたので、P6を御確認いただきますと、第2次計画の主な取組と課題のところ、それぞれ下部に成果と課題を記載しております。

P37を御確認ください。前回は2期計画からの課題や米原市の状況、アンケート調査、ふくし座談会などの各種調査からみられる課題だけをまとめておりましたが、米原市は何ができて、何ができていないのかということを知るようにしたいという思いで【強み】と【課題】に分けて記載をしております。

次にP41を御確認ください。【強み】や【課題】を見ていく中で、今後の米原市の地域福祉に必要な取組を記載しております。「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら」という基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。その中で、取組の方向が具体的な重点取組項目になりますが、「相談しやすい環境を整えます」「支援がつながる仕組みをつくります」「みんなが活躍できる機会をつくります」「福祉のこころを育みます」「人と人とがつながり、支え合う機会を広げます」「福祉人材の確保に取り組みます」「暮らしの安全を確保します」「災害に強いまちをつくります」という8つの取組を掲げ、取り組んでいきたいと考えております。

P42を御覧ください。P42以降は地域福祉の展開方法について、ここでは地域福祉活動を進めるための圏域の考え方について示しています。活動や事業を効果的に展開

するための圏域のイメージは図のとおりです。圏域ごとにそれぞれの主体の活動や、圏域を超えた支援体制を構築し、誰一人取り残さない地域づくりにつなげます。

次に、P43を御覧ください。こちらでは、課題解決に向けた支援体制について説明しています。複雑化・複合化する地域課題を解決するため、市における庁内連携と合わせ、多機関協働による重層的支援体制を構築していきます。「基本方針Ⅰ 誰一人取り残さないしくみづくり」において、分野を問わない相談を受け止め、必要な支援につなぐための相談支援や、課題解決に向けた多機関協働、支援の対象者である個人や場所とつながるためのアウトリーチに関する取組を展開します。「基本方針Ⅱ みんなが支え合う地域づくり」において、属性を超えて交流できる場の確保、住民同士の顔の見える関係づくりを行う地域づくり支援や、就労や居場所、通いの場など、社会とのつながりをつくる参加支援に関する取組を展開します。「基本方針Ⅲ 安心して暮らせる基盤づくり」において、福祉サービスや権利擁護のための福祉人材の確保や防災体制など安心して暮らせる基盤・安全等の確保に関する取組を展開します。

P44を御覧ください。ここからは重点取組項目である8つの取組の方向ごとに、まとめています。また、それぞれの取組を実践していくことによってめざすまちの姿と、その為に解決すべき課題と、市と社協と市・事業所等に分けていますが、みんなで取り組んでいく取組を記載しています。

取組の方向1として「相談しやすい環境を整えます。」とあります。めざすまちの姿として、「誰もが不安や悩みを相談できる環境があり、適切な支援やサービスにつながるまち」としています。みんなで進める取組として、市では、「市民が気軽に相談できる窓口を設置し、周知・啓発を行うとともに、相談支援の充実を図ります。」ということや「財産管理や福祉サービスの利用などについて、自分で決めることに不安や心配がある人に支援が届くよう、権利擁護支援の中核機関を設置し、周知・啓発を行います。」などを記載しています。社会福祉協議会では、「支援を求めることが難しい方に、継続的に働きかけ、困ったときには相談できる関係づくりをすすめます。」や「CSWを配置し、困りごと相談・地域活動の相談に一体的に対応します。また、支援を求めることが難しい人の把握や働きかけを行います。」ということや「成年後見制度など権利擁護に関する相談窓口の充実と情報発信を強化します。」など記載しています。市民・事業者等では、「不安や悩みなど困りごとがあれば抱え込まずに相談します。」や「近隣や職場などで心配ごとや困りごとを把握したときは、相談窓口を紹介したり、支援機関につないだりします。」などを記載しています。

P46を御覧ください。取組の方向2として、「支援がつながる仕組みをつくります。」としています。めざすまちの姿として、「行政や地域、事業所、関係機関などの多様な連携により、地域課題が解決されるまちをめざします。」としています。みんなで進める取組として、市では、「複雑多問題化したケースにおける支援を通して見えてきた課題や地域の生活課題を共有し、必要な制度やサービス開発に向けた部署横断的な協議の場を設置します。」や「権利擁護支援の中核機関による地域連携ネットワー

クを構築します。」など記載しています。社会福祉協議会では、「身近な地域で開催される見守りネットワーク会議の開催をサポートし、専門機関の支援が必要な場合は、専門機関につながります。」や「支援機関のさらなる相互理解とオーダーメイドのチーム支援を進めるための担当者連絡会議や研修会等を開催します。」など記載しています。市民・事業者等は、「身近な地域の支え合い活動では支えきれない地域の困りごとは、CSWや地域包括支援センターにつながります。」や「市民や福祉事業者は、利用者の同意を得た上で、情報や支援方法を共有する会議（見守りネットワーク会議やケース会議）を開催します。」など記載しています。

P48を御覧ください。取組の方向3として、「みんなが活躍できる機会をつくりまします。」としています。めざすまちの姿として、「誰もが自分らしく、人とつながり、活躍できるまちをめざします。」としています。みんなで進める取組として、市では、「女性や若者、高齢者、就労に困難を抱える人等の自立支援のため、関係機関・団体との連携の下、就労支援や企業支援等、働きやすい環境づくりを推進します。」など記載しています。社会福祉協議会では、「生活リズムを整えたり、就労に向けた体験の提供など、社会とつながるためのステップの場をオーダーメイドで提供します。」など記載しています。市民・事業者等では、「身近な地域や当事者グループ、事業所・社会福祉法人などは、配慮や支援を必要とする人が人とつながり落ち着いて過ごせる場所を提供します。」や「社会福祉法人は、就労や社会参加に特に配慮が必要な方を受け入れ、地域社会への参加へ共に寄り添います。」を記載しています。

P49を御覧ください。取組の方向4として「福祉のこころを育みます。」としています。めざすまちの姿として、「誰もが福祉について学んだり、体験する機会に参加することで、違いを認め合い支え合うことができるまちをめざします。」としています。みんなで進める取組として、市では、「デジタル活用を含め、継続した福祉意識向上のため研修・講座など、学びの場を提供します。」や「保護司会や更生保護女性会が行う事業の支援や、情報共有による連携強化を図ります。」など記載しています。社会福祉協議会では、「自治会や企業、団体・グループなどに、福祉懇談会や出前講座の開催など、あらゆる機会での学習できるプログラムを提供します。」や「学校との連携を図りながら事前・事後学習も含めた福祉学習を実施します。」など記載しています。市民・事業者等は、「身近な地域において世代を超えた学びの場をつくり、参加します。」や「社会福祉法人などは、市の出前講座への登録や小中学校などで行われる福祉講座を提供します。」など記載しています。

P50を御覧ください。取組の方向5として、「人と人がつながり、支え合う機会を広げます。」、めざすまちの姿として、「年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、多様な参加の仕方や交流の機会があり、地域のつながりが深いまちをめざします。」としています。みんなで進める取組として、市では、「世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを支援します。」や「活動を広げるためピワテクポイントやボランティアポイント等、インセンティブを講じた事業を実施します。」などを記載

しています。社会福祉協議会では、「有償の市民活動やその人の趣味や興味・関心を支え合い活動につなげます。」や「CSWは自治会単位の活動に対して、情報提供や活動の相談支援を通じて、活動の推進を図ります。」や「支え合いセンターやボランティアセンターは、広域で展開される福祉活動や当事者団体に対して、情報提供や活動相談支援を通じて、活動の推進を図ります。」など記載しています。市民・事業者等では、「あいさつや見守りなど、身近でできることからはじめます。」や「近隣や自治会などの身近な地域での集まりや、興味や関心・仲間同士の集まりなど、市民が交流・つながれる場づくりに取り組みます。」や「企業や団体は、地域の一員として、地域活動やボランティアに参加します。」など記載しています。

P52を御確認ください。取組の方向6として、「福祉人材の確保に取り組みます。」としています。めざすまちの姿として、「福祉サービスの担い手が確保され、必要とする人が支援やサービスを受けられる体制が整ったまちをめざします。」としています。みんなで進める取組として、市では、「介護福祉士や生活支援員、保育士等、福祉人材の就職支援や、再就職支援の検討を進めます。」などがあります。社会福祉協議会では、「介護に関する入門的研修を開催します。」など記載しています。市民・事業者等では、「市民は福祉に関する資格や技術、経験を仕事や地域活動に生かします。」や「社会福祉法人等は、介護職員初任者研修の開催や出前型講座の開催など、福祉の専門性を生かして、地域の福祉力を高めます。」など記載しています。

P54を御覧ください。取組の方向7として、「暮らしの安心を確保します。」としています。めざすまちの姿として、「社会福祉法人等は、介護職員初任者研修の開催や出前型講座の開催など、福祉の専門性を生かして、地域の福祉力を高めます。」としています。みんなで進める取組として、市では、「適正な利用者負担や市の財政負担に応じた、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの整備を進めます。」など記載しています。社会福祉協議会では、「地域福祉権利擁護事業や法人として後見人等を受任し、本人の意思を最大限尊重したその人らしい暮らしを支援します。」など記載しています。市民・事業者等では、「自分らしく暮らすため、必要に応じてサービスや制度を利用します。」など記載しています。

P56を御覧ください。取組の方向8として、「災害に強いまちをつくります。」としています。めざすまちの姿として、「平常時からの各主体の連携や訓練などの備えにより、避難行動など協力して災害に対応できるまちを目指します。」としています。みんなで進める取組として、市では、「避難行動要支援者の把握および名簿の登録を呼び掛けるとともに、避難支援プラン（個別計画）の策定に取り組みます。」や「米原市防災アプリの利用拡大を図ります。」など記載しています。社会福祉協議会では、「災害発生時に効果的な生活支援が実施できるよう、災害ボランティアセンターを設置・運営します。」など記載しています。市民・事業者等では、「日頃から災害発生危険箇所や避難ルートを確認し、発災時に備えます。」や「福祉事業者等は、利用者の同意のもと、災害発生時の避難に特に配慮が必要な事項などを自治会等と共有します。」

など記載しています。

最後にいちばん後ろのP58を御確認ください。P58は計画の広報・周知と進行管理について記載しています。以上で、作成させていただいた地域福祉計画の素案についての御報告は終わります。これから御意見をいただくのですが、内容等で、こうした方がもっと良いのではないかという御提案を委員の皆さまからいただければと考えております。それではよろしく願いいたします。

会長：事務局からの説明を受け、御質問、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

事前にいただいていて目を通していたのですが、基本的な理念を具体的な施策として展開されている。ごく具体的な内容で、よくここまで書かれたなど非常に感心しながら読ませていただいております。そのなかで、P46のところ。今回の計画の一つの大きな柱ですが相談から支援、その支援の中身を充実させていく、そのために支援者同士が繋がっていくという組立をされておられるのですが、それはすごくいいなと思って見ておりました。文言でP46の下段に社会福祉協議会のところがあるのですが、「支援機関のさらなる相互理解とオーダーメイドのチーム支援を進めるための担当者連絡会議や研修会等を開催します。」と、ここはよくわかります。その次の、「再」という文字と「成」という漢字が入っているのですが、これは、再犯防止計画と成年後見制度利用促進計画を盛り込んだ計画になっているんですね。この部分は再犯防止計画と成年後見制度利用促進計画の中身でもありますよ。そのようになっているのですが、「複雑多問題化した支援課題等に対して関係機関の情報共有の場をつくります。また、支援チーム自らが」とありますが、これまでのところ、この説明が出てこないんですね。チームで支援を行いますというのと、支援チームで行うというのは中身が違いますので説明を加えるか、他の支援チームというものがあるなら、再犯防止計画なのか、成年後見制度利用促進計画に基づくチームなのか、説明が要ると思います。どれを意図されているのかということの説明をいただくといいと思います。

事務局：御質問ありました支援チームについては、再犯防止と、成年後見制度のところにはついているのですが、あわせて多機関協働の方も一体的に考えています。再犯防止と成年後見と重層的支援体制整備事業というものについて、地域福祉計画全体が重層的支援体制整備の計画にからめたもので、この三つの目的を一体的に示していきたいと考えています。特に複雑多問題のケースについては関係者が情報を共有して、支援の方向性を一にして関わっていかないと、その世帯とか、困っておられる方への支援が行き届かないことになります。関係するものみんなをチーム形成していくのがチーム支援ということになります。そこで形成されたチームを、下の支援チームというかたちにつなげているので、説明の仕方を事務局で考えていきたいと思っています。

会長：チーム支援を進める中で、その中に支援チームを形成させていく。それぞれの事例、問題・課題ごとに臨機応変に支援チームを形成して、それに対応していくという考え方でよろしいですか。それから3ページに、米原福祉のまちづくり計画という、「本計画」と書いている図があります。その中に地域福祉活動計画と、米原市の地域福祉計

画が連携して、一つの計画をつくっていますという図があります。その中に重層的支援体制整備事業実施計画と、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画も一緒に、米原市の地域福祉計画に盛り込んで作るとなっています。4つの計画を一つの計画として作る内容になっているというのが、先ほどの説明にあった内容です。その中の重層的支援体制については計画全部と一体、ほぼ同じなのですが、再犯防止と成年後見については、すべてに該当するわけではないので、該当する項目のところに「再」と「成」という字で説明を加えているということです。

事務局：みんなで進める取組のなかの、「再」とか「成」という文字のところは、会長から御説明いただいたように、再犯防止計画等に該当するところにマークをつけて記載しています。具体的に、たとえば再犯防止計画として市として取り組むことは、ここにはわかりやすいようには書いていないので、後程また作成させていただくのですが、資料編という形で、成年後見制度利用促進計画等をまとめて記載しようと思っております。この「再」や「成」というマークも、会議の中でわかりやすいようにつけさせてもらっているのですが、本計画が出来上がったときにこれをつけるかどうか検討していこうと思っております。

会長：わかりました。あとはいかがでしょうか。

委員：うまく言えないかもしれませんが、障害とか高齢者とか介護とか、その立場にならないと、「そんなもんか」と新聞記事を読んでいても、そういう感覚だと思います。私は家族に、被後見人と後見人がおります。25項目くらいあるのですが、後見人を立てました。友人は社協に手伝ってもらって、自分が後見人になったと言っていました。これから高齢者も増えるし、障がい者もいるから、後見人制度の利用は増えていくと思いますが、介護をする人も、高齢者の子どもも高齢者になるし、少子化できょうだいも少なくなる、親族にも頼れないとなると、後見人は誰でもなれるわけではないので、行政書士や弁護士に頼むとすごい費用がかかります。P52、「県と連携しながら、市民後見人の養成を進めます」とありますが、どのように計画されているのでしょうか。一時、後見人の横領が相次いだので、その人のためにお金を引き出してその人のために使いたいのに、引き出すときに厳しいチェックがかかるので、こんなことなら後見制度を利用しなければよかったという人もあります。後見人制度を進めるときに、こういう事態もあるということの説明と、市民後見制度の普及をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

事務局：成年後見人制度は、米原市では1世帯あたり2.7人しかおられません。年齢を重ねていくと一人で生活していくという事態はやってくると思います。そうなっていくと、例えば身寄りの無い状態になった場合に成年後見制度を利用していくわけですが、市の考え方としては、その方にあった後見人制度、その人の意向、暮らし方をしっかり確認したうえで、適切な後見人制度を使っただくということを進めてまいりたいと考えております。社協がやっている日常生活の支援事業で金銭の管理もありますし、その人が金銭的、経済的に厳しいという場合は、市長申し立てということで、市が替

わって手続を行って、裁判所に後見人を選んでいただく場合があります。こういった進め方も、市ができるからということでは進めていくのではなくて、多機関連携という言葉もありましたが、社協や成年後見の為の専門職を含めた委員会も米原市にはございますので、そういった方の意見も聞きながら、その人にあった後見制度を使って、その人らしく、その地域で生きていける後見人制度の運用にしていけたらと考えております。市民後見制度をどうしていくかということについて、仕事で感じる実感なのですが、かなり研修を積まないと後見人になっていくのは難しいということがあります。そのあたりは国の方でも成年後見制度の計画を示している中で、県も主体的になって、後見人をつくっていく、支援していくことがありますので、県なりの要請する流れに応じて、米原市としてもやっていきたいというふうに考えているところです。

会長：たまたま後見人に関わることがあったので後見人のことをよくご存じだったのですが、市民の方々にとってみると、市民後見とか、今回計画の中にある法人後見の内容についても、よく御存じでないと思います。待ったなしで考えていかなければならない重要な課題だと思っておりますので、是非、この計画の中で、周知・広報と、後見人の養成でもっていけるように、計画を実施していただけたらと思います。

委員：P49「福祉の心を育みます」のなかで、市「デジタル活用を含め」とあります。同じ欄で、社協のほうも「ホームページやSNSを使い」と、全体的にデジタルを活用していこうとか、ICTを使っていこうというのがあると思うのですが、具体的にどういことをされるのですか。デジタルを使うと言われた時に、今はやりだと思うのでどの組織もデジタルを使うと思うのですが、デジタルという一言だけで、「なるほど」という時代ではありません。具体的にどのように使うかというところが見えてこないもので、教えていただきたいと思います。

事務局：高齢者におけるデジタル活用ということでは、使える方と、苦手な方がはっきりしているというのが、今の課題だと思います。例えば行政手続であったり、マイナンバーであったりとか、コロナ禍を契機にしてデジタル化が急に進んで色々な手続が出来る世の中になっています。デジタルの活用を考えていくと、例えば地域のお茶の間とか、介護予防の体操とかも、デジタルで全国的ないろんな体操を見たり、情報を得ることもできますし、車の免許証を返納して買い物ができない場合、デジタルを使って買い物をして家に届けていただけるといような仕組みもございます。デジタルを活用することで、人と人がつながったり、介護予防が出来たり、買い物が出来たりとか、生活を楽しむことができる状況にもなると思います。デジタルを活用することで社会とのつながりもできるということもあると思いますので、いろいろな生活の中でデジタルを利用していくことが当たり前になる状況が生まれると、孤独、生活、介護予防という点でもプラスになるという思いがあって書かせていただいています。相談支援でも、直接行けない、電話では誰かに聞かれてしまうという中で、SNSであったら気軽に相談できる場合もあります。手法の一つとして、そういうものも取り入れていけたら、より相談支援体制ができるということで、書かせていただいております。

委員：SNSが使われるというところで、現状、メールでの相談窓口はあると思います。市役所も社協も、大体どのページでもSNSを使ってと言われるのですが、SNSの運用はすごく難しいと思います。リアルタイムで双方向のものは作るのもお金がかかりますし、ある程度、運用自体に人を割かなければいけないので、ハードルが高いと思います。私はいまシルバー人材センターで年配の方と話すことが多いのですが、デジタルとかSNSとか、届いてほしい人に届かない、見てほしい人に見てもらえていないという状態が続いているので、そこに力を入れるのであれば、方向性はこれで問題ないと思うのですが、実務レベルで形にしていくときに、しっかりと考えた方が良いでしょう。

事務局：高齢者に向けてのデジタルの事業も取り組んでいるところではあるのですが、なかなか、情報を届けるところは現実の課題としては感じていますので、その辺りに気を付けて取り組んでいきたいと思っています。

委員：素案をいただき、かなり具体的に書いてあると思いましたが、まだ読みこなせていません。P44の市のところです。真ん中に「様々な相談」「多言語への対応」という文章がありますよね。多言語には手話も入っていると思ってよろしいのでしょうか。P46、社会福祉協議会のところで、先程支援チームの話があったと思いますが、「オーダーメイドのチーム」は、一般の人が読んでわかるのでしょうか。もっと別の言葉を使った方が良いでしょう。

P47、「社会資源台帳の配布」は良いでしょう、中身は今後、長浜・米原自立支援協議会で社会資源マップをつくりまします。それを参考にして配布しようと思っらっしゃるのか確認したいです。

P50、市のところ。「手話の啓発講座やイベント」と書いてあります。米原市としては手話言語条例がありますから、力を入れようと思っらているのは良いでしょう、気になるのは、盲の人と、言語障害を持っている人の対応はどうするのかわかっています。P40の基本方針、「誰一人取り残さないしくみづくり」とあります。ろう者ばかりではありません。盲の人、言語障害を持っている人も、取り残さないというふうにしてほしいと思います。

P54、市のところ「外国語や手話など多様なコミュニケーションの方法に対応できる基盤を整える」というのは良いでしょう。外国語や手話の意味は分かっていますが、「など」の中に何かが入っているのでしょうか。もう少し具体的に例えば、外国語、手話、筆記、筆談とかを入れた方がわかりやすいと思います。

事務局：P44の多言語について、米原市は手話も、条例で言語と言っていますので、ここは多言語の中には手話も含まれております。続いてP50のなかで、ろう者だけではなくて、盲の人、言語障害の人もおられるということで御説明いただきました。これはその通りだと思います。デジタルで文字を起こして、文字で伝えるという方法も、こういったことに含まれると思っらしております。ここはろう者への理解や手話の普及だけに限定しているように感じられますので、幅広い考え方であることがわかる内容に修正して

いきたいと思います。同じく P54、市の部分の上から4つ目の■「外国語や手話など」ということで、提示がもう少し幅広い方が、イメージがつきやすいのではないかとこの御意見いただきました。筆記など、という提案もいただきました。こちらも外国語や手話に限ったことではなく、幅広いイメージを持っていますので、「筆記など」というような言葉を入れて、幅広くとらえていただく内容にしていきたいと思います。

事務局：P46の御質問について、社協のほうにありました上から三つめの印、「支援機関のさらなる…」のあとの「オーダーメイドのチーム支援」というあたりですが、事務局で精査しますが、その人に応じた支援を、支援機関が連携して進めるという意味合いの文言で整えさせていただきたいと思います。それと、社会資源台帳につきましては、数年前から各関係機関にも配らせていただいています。自治会ごとの資源とか取組であるとか、市内に置かれている社会資源であるとか、そういうことも入っております。自立支援協議会でも作業が進んでいるのも、こちらも存じ上げていますので、情報共有し合いながら、情報が豊かになるような取組につなげていきたいと思います。

会長：ほかはいかがでしょう。データをいただいてまだ時間が経っていないので、今日の議論の中で言い残したことがあれば、意見集約をしていただける機会も後程説明していただきますので、次のところに進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(2) その他【資料2】

会長：それでは、協議2番目のその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局：協議2のその他では、今後のスケジュールについてご説明をします。資料2の第3次まいばら福祉のまちづくり計画策定スケジュールを御確認ください。今回、資料が委員の皆さまに届くのが遅くなってしまった関係もあり、まだ読み込めていないというところもあるかと思えます。追加で御意見・御提案をいただく期間を設けさせていただこうと考えております。期間の都合もあり申し訳ないのですが、10月10日火曜日までに、お配りしている「地域福祉計画 追加意見の提出様式」と書かれた一枚ものの紙を御確認いただいて、メールやFAX、こういった形でも大丈夫ですので、御報告をお願いしたいと考えております。この様式の中のお名前のところに御記載いただいて、ページ番号がわかるものであったらページ番号を書き添えて、御意見等のところに意見を書いて下さい。意見がないという方は大丈夫ですが、意見が後で見つかったら、御提出をお願いしたいです。メールアドレス、FAX、電話番号も含めて書かせていただいておりますので、期間が短くて申し訳ないのですが、御提出をお願いしたいと考えております。

今後のスケジュールに戻るのですが、本日、および追加意見の報告にいただいた御提案を、反映する作業を行ってまいります。11月15日に市議会の委員会協議会がありますのでそこで進捗報告を行わせていただいて、その後住民の皆さまに向けたパブリックコメントを行う予定になっております。パブリックコメントの終了後、第5回の推進会議を、12月の下旬頃、お忙しい時期にはなるかもしれない

のですが予定しております。第5回推進会議では、パブリックコメントで出てきた意見を踏まえて、事務局案として資料編等も追加したものを御報告できればと考えております。その後は未定ですが第6回の推進会議を1月上旬頃に予定しております。その他報告事項についての御説明は以上になります。

会長：とりあえず10月10日までがひとつの締め切りということなのですが、そのあとのパブリックコメントに、委員からも御意見があれば出していただいてもかまいませんし、いちばん最後の原案ができるところまでは、自由に意見を出していただければいいのではないかなと思います。いい中身になるように、是非読み込んでいただけたらというふうに思います。事務局からの説明について、何か御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

会長：本日の会議全体を通しての御意見等はございますでしょうか。色々とお出していただいた御意見等に関しましては、再度、案の中にどういうふうに盛り込むかというところを、事務局のほうで検討していただいて、10日までに出た意見を含めて、パブリックコメントに臨んでいけたらと思っております。議事進行に関しましては終了したようですので、議事を事務局へお返しします。

4 閉会

事務局：志藤会長、ありがとうございました。本日の会議の中で御意見をいただきましたが、先程事務局の方からも説明もございましたが、まだ確認をされていない部分もあるかもしれないと思っております。追加で御意見や御質問がございましたら、大変期間は短くはございますけれども、10月10日火曜日までに、先程の様式等で、FAXまたはメール等で福祉政策課までご意見をいただきたいと思っております。それでは、最後に米原市役所くらし支援部長の松岡より、ごあいさつ申し上げます。

松岡部長：委員の皆様におかれましては慎重に御審議いただきありがとうございました。当計画は、先程志藤会長からもありましたが、3ページのところに他の個別計画との関係性を図示しているところがあるのですが、他の福祉関連計画、米原市地域福祉計画の下に、4つの四角囲みがあろうかと思っております。「いきいき高齢者プランまいばら」、これは介護保険事業計画・高齢者福祉計画になっております。隣が「米原市障がい者計画」ほか二つの計画です。一つ飛びまして仮称ですが「(仮)健康まいばらんす計画」これは健康増進、食育、自殺対策を併せ持った計画です。この三つにつきましても地域福祉計画と同様、昨年度から計画策定を行っております。この4つの計画、計画期間が5年であったり3年であるものが同時策定ということは貴重な経験をさせていただいていると思っております。本日御協議いただきました第4章の施策の具体的な取組、また第5章の計画の進め方につきましては、これらの個別計画と密接に連動しながら整合性を図り、その礎となって進めていく必要がこの地域福祉計画にはあるものと考えております。先程担当者からも説明させていただき

ましたが、本日の会議にて当計画の全体像の素案をお示しさせていただきましたので、今後は10日までにいただいた意見を反映し、計画策定の仕上げの段階に入っていきたいと考えております。皆様には次回の12月の会議で、各個別計画との整合性も見据えた、計画原案について再度御協議賜りたいと思いますので、引き続き、それぞれの立場から御忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

事務局：委員の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、第4回策定委員会を終了させていただきます。次回の推進会議につきましては、お忙しい中ではございますが、年末の12月下旬を予定しています。事前に御案内をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は大変ありがとうございました。